

○ 国営農地再編整備事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第488号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
平成元年7月7日付け元構改C第488号 最終改正 <u>令和3年3月31日付け2農振第2990号</u>	平成元年7月7日付け元構改C第488号 最終改正 <u>令和2年3月31日付け元農振第3618号</u>
第1・第2（略）	第1・第2（略）
第3 地区調査の <u>実施手続</u>	第3 地区調査の <u>実施手続</u> き
1（略）	1（略）
2. 要綱第5の1の(2)により地区調査を実施することを適当と認める場合は、当該農地再編事業予定地区が次の <u>全ての</u> 要件に該当する場合でなければならない。	2. 要綱第5の1の(2)により地区調査を実施することを適当と認める場合は、当該農地再編事業予定地区が次の <u>すべての</u> 要件に該当する場合でなければならない。
(1) 要綱第4の <u>1から3まで</u> に規定する採択基準を満たす見込みがある地区であること。	(1) 要綱第4の <u>1又は2</u> に規定する採択基準を満たす見込みがある地区であること。
(2) 農地再編事業が地域の活性化の方向に即していること。	(2) 農地再編事業が地域の活性化の方向に即していること。
(3) <u>要綱第4の1の事業について申請を行う地区においては、</u> 開畑が農産物需要の動向に即していること。	(3) 開畑が農産物需要の動向に即していること。
(4)・(5)（略）	(4)・(5)（略）
3～7（略）	3～7（略）
8. 7の通知を受けた市町村長は、土地改良事業計画案の策定時	8. 7の通知を受けた市町村長は、土地改良事業計画案の策定時

までに、次に掲げる書類を別記様式第7号により都道府県知事を経由して地方農政局長に送付しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 要綱第4の2に定める次世代農業促進型及び要綱第4の3に定める草地整備型の場合にあっては、国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号構造改善局長通知。以下「要領」という。）第13に定める担い手農地利用集積計画

9・10 (略)

第4～第5 (略)

第6 土地改良事業計画の案の作成要件

要綱第5の1の(3)の土地改良事業計画の案の作成に当たっては、要綱第4の1から3までに定める農地再編事業の採択基準を満たすほか、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の5第1項第27号の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画が定められている場合及び定めようとしている場合には、それとの整合性があること。

までに、次に掲げる書類を別記様式第7号により都道府県知事を経由して地方農政局長に送付しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 要綱第4の2に定める次世代農業促進型の場合にあっては、国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号構造改善局長通知。以下「要領」という。）第13に定める担い手農地利用集積計画

9・10 (略)

第4～第5 (略)

第6 土地改良事業計画の案の作成要件

要綱第5の1の(3)の土地改良事業計画の案の作成に当たっては、要綱第4の1又は、2に定める農地再編事業の採択基準を満たすほか、次のすべての要件を満たさなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画が定められている場合及び定めようとしている場合には、それとの整合性があること。

(7) (略)

第7 (略)

第8 地区調査結果の報告

1・2 (略)

3. 2の土地改良事業計画書(案)の提出に際しては次の図書を添付するものとする。ただし、要綱第4の2に定める次世代農業促進型及び要綱第4の3に定める草地整備型の場合においては、要領第13に定める担い手農地利用集積計画を添付するものとする。

第9・第10 (略)

(7) (略)

第7 (略)

第8 地区調査結果の報告

1・2 (略)

3. 2の土地改良事業計画書(案)の提出に際しては次の図書を添付するものとする。ただし、要綱第4の2に定める次世代農業促進型の場合においては、要領第13に定める担い手農地利用集積計画を添付するものとする。

第9・第10 (略)

別記様式第1号～6号（略）

別記様式第7号

別記様式第7号

国営農地再編整備事業実施に対する仮同意書等について

年 月 日

地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市 町 村 長

（略）

記

1. 国営農地再編整備事業〇〇地区の予定受益者の事業実施に対する仮同意書
2. 国営農地再編整備事業〇〇地区における権利の譲渡及び設定についての内諾書
- 3～5（略）
6. 担い手農地利用集積計画（次世代農業促進型及び草~~地~~整備型の場合）

1. 国営農地再編整備事業〇〇地区の予定受益者の事業実施に対する仮同意書

〇〇開発整備予定地区内において国営農地再編整備事業を実施することに仮同意します。  
なお、内容を変更する場合には事前にその理由を附して市町村長に届け出をいたします。

番 号	予定受益者 氏 名	開発整備予定地区内において 利用すべき土地の概況			利用すべき 権 限
		地 番	現況地目	面 積	

- (注) ①「番号」は氏名の異なるごとに一連番号をつける。  
②「利用すべき権限」には自己所有地、〇〇〇〇により所有権譲与予定地、〇〇〇〇により貸借権設定予定のように記載する。  
（削る）

別記様式第1号～6号（略）

別記様式第7号

別記様式第7号

国営農地再編整備事業実施に対する仮同意書等について

年 月 日

地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市 町 村 長

（略）

記

1. 国営農地再編整備事業〇〇地区の予定受益者の事業実施に対する仮同意書
2. 国営農地再編整備事業〇〇地区における権利の譲渡及び設定についての内諾書
- 3～5（略）
6. 担い手農地利用集積計画（次世代農業促進型の場合）

1. 国営農地再編整備事業〇〇地区の予定受益者の事業実施に対する仮同意書

〇〇開発整備予定地区内において国営農地再編整備事業を実施することに仮同意します。  
なお、内容を変更する場合には事前にその理由を附して市町村長に届け出をいたします。

番 号	予定受益者 氏 名	開発整備予定地区内において 利用すべき土地の概況			利用すべき 権 限	押 印
		地 番	現況地目	面 積		

- (注) ①「番号」は氏名の異なるごとに一連番号をつける。  
②「利用すべき権限」には自己所有地、〇〇〇〇により所有権譲与予定地、〇〇〇〇により貸借権設定予定のように記載する。  
③「押印」には予定受益者が押印する。

2. 国営農地再編整備事業〇〇地区における権利の譲渡及び設定等についての内諾書

(1) (略)

(2) 権利の譲渡及び設定等内諾書

〇〇〇〇は開発整備予定地区内の下記の土地につき所有権を有しておりますが、当該地区において国営農地再編整備事業が実施される場合には適正な価格によりこの権利を〇〇〇〇〇に譲渡いたします。  
〇〇 権 〇〇 〇〇〇〇に  
譲 渡  
設 定

なお、内容を変更する場合には事前にその事由を市町村長に届出いたします。

記

1. 地 番
2. 地 目 (台帳及び現況)
3. 面 積 (台帳及び現況)
4. そ の 他

年 月 日  
譲渡人 (又は権利設定者) 氏 名 \_\_\_\_\_  
譲受人 (又は権利設定者) 氏 名 \_\_\_\_\_

(注) ①「その他」には、譲渡又は権利設定のための対価が決定している場合には金額を記入する。  
②「面積」の現況が不明な場合は、記入を要さない。  
③農地保有合理化法人が農地再編事業に参加しようとする場合にも本様式を適用する。

3～5 (略)

6. 担い手農地利用集積計画 (次世代農業促進型及び草地整備型の場合)・・・別添

別記様式第8号 (略)

2. 国営農地再編整備事業〇〇地区における権利の譲渡及び設定等についての内諾書

(1) (略)

(2) 権利の譲渡及び設定等内諾書

〇〇〇〇は開発整備予定地区内の下記の土地につき所有権を有しておりますが、当該地区において国営農地再編整備事業が実施される場合には適正な価格によりこの権利を〇〇〇〇〇に譲渡いたします。  
〇〇 権 〇〇 〇〇〇〇に  
譲 渡  
設 定

なお、内容を変更する場合には事前にその事由を市町村長に届出いたします。

記

1. 地 番
2. 地 目 (台帳及び現況)
3. 面 積 (台帳及び現況)
4. そ の 他

年 月 日  
譲渡人 (又は権利設定者) 氏 名 印 \_\_\_\_\_  
譲受人 (又は権利設定者) 氏 名 印 \_\_\_\_\_

(注) ①「その他」には、譲渡又は権利設定のための対価が決定している場合には金額を記入する。  
②「面積」の現況が不明な場合は、記入を要さない。  
③農地保有合理化法人が農地再編事業に参加しようとする場合にも本様式を適用する。

3～5 (略)

6. 担い手農地利用集積計画 (次世代農業促進型の場合)・・・別添

別記様式第8号 (略)

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

## 国営農地再編整備事業地区調査実施要領

平成元年 7月 7日 付け 元構改C 第488号  
一部改正 平成 5年 10月 20日 付け 5 構改C 第781号  
一部改正 平成 7年 4月 1日 付け 7 構改C 第141号  
一部改正 平成12年 10月 19日 付け 12構改C 第553号  
一部改正 平成14年 3月 27日 付け 13農振第3084号  
一部改正 平成25年 5月 16日 付け 25農振第271号  
一部改正 令和 2年 3月 31日 付け 元農振第3618号  
最終改正 令和 3年 3月 31日 付け 2 農振第2990号

各 地方 農 政 局 長  
北 海 道 開 発 局 長 殿  
沖 縄 総 合 事 務 局 長

(農林水産省) 農村振興局長

第 1 国営農地再編整備事業（以下「農地再編事業」という。）のための地区調査の実施については、国営農地再編整備事業実施要綱（平成 7年 4月 1日 付け 7 構改D 第157号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第 2 農業振興地域整備計画との調整

地区調査の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8条第 1項に定める農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）との整合を図るものとする。

### 第 3 地区調査の実施手続

1. 要綱第 5の 1の(1)の申請は、別記様式第 1号により行うものとする。なお、農地再編事業予定地区が 2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で申請を行うものとする。
2. 要綱第 5の 1の(2)により地区調査を実施することを適当と認める場合は、当該農地再編事業予定地区が次の全ての要件に該当する場合でなければならない。
  - (1) 要綱第 4の 1から 3までに規定する採択基準を満たす見込みがある地区であること。
  - (2) 農地再編事業が地域の活性化の方向に即していること。
  - (3) 要綱第 4の 1の事業について申請を行う地区においては、開畑が農産物需要の動向に即していること。
  - (4) 自然立地条件及び社会経済条件からみて、事業の経済効果が大であること。
  - (5) 農地再編事業が地域農業の展開方向に即した農業構造の実現に資するものであること。
3. 要綱第 5の 1の(2)の上申は、別記様式第 2号による調査計画書及び別記様式第 1号に係る書類を添付し、調査実施希望年度の前年度の概算要求の期限の日までに別記様式第 3号により行うものとする。
4. 地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下同じ）は、当該年度において地区調査を実施している地区について、さらに翌年度において継続して地区調査を行う必要があると認

められた場合には、別記様式第2号による調査計画書を添付し、その地区調査を実施している年度の概算要求の期限の日までに別記様式第4号により農林水産大臣にその旨の上申を行うものとする。

5. 農林水産大臣は、地方農政局長からの上申に基づき、毎年度予算の範囲内で、調査地区及び地区調査費を決定するものとする。
6. 農村振興局長は、要綱第5の1の(2)の上申があった地区について、5の決定があったときには、直ちにその旨を別記様式第5号により地方農政局長に通知するものとする。
7. 地方農政局長は、6の通知を受けたときには、直ちにその旨を別記様式第6号により都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。
8. 7の通知を受けた市町村長は、土地改良事業計画案の策定時まで、次に掲げる書類を別記様式第7号により都道府県知事を経由して地方農政局長に送付しなければならない。
  - (1) 農地再編事業の予定受益者の事業実施に対する仮同意書
  - (2) 農地再編事業予定地区内の土地の所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。）を農地再編事業の受益者のために譲渡し又は設定しようとする者及びその相手方の権利の移転又は設定についての内諾書
  - (3) 非農用地区域を設定することとなる場合にあってはその概要
  - (4) 農振計画の変更が必要な場合には、農振計画の変更に関する書面
  - (5) 要綱第4の1の(1)の②に定める参加・体験型農園を整備する場合にあってはその計画の概要
  - (6) 要綱第4の2に定める次世代農業促進型及び要綱第4の3に定める草地整備型の場合にあっては、国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号構造改善局長通知。以下「要領」という。）第13に定める担い手農地利用集積計画
9. 農村振興局長は、4の上申があった地区について、5の決定があったときには、直ちにその旨を地方農政局長に通知するものとする。
10. 国有林野等の活用手続き
  - (1) 農地再編事業予定地区内に国有林野が含まれるときの国有林野の活用手続きは、「農林業構造の改善等のための国有林野の活用手続きに関する要領について」（昭和46年8月20日付け46林野管第428号農政局長、農地局長、畜産局長、蚕糸園芸局長、林野庁長官通知）及び「国有林野内農地等及び未墾地所属替事務処理要領の制定について」（昭和62年6月10日付け62林野業二第81号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。
  - (2) 農地再編事業予定地区内に国有農地等（農地法第45条に規定する土地及び農地法の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）によりなお従前の例によることとされた改正前の農地法第78条に規定する土地）が含まれている場合、要綱第5の1の(1)の申請を受けた都道府県知事は、その申請の進達時に当該土地で農地再編事業を実施する旨を別記様式第8号により地方農政局長（北海道にあっては経営局長）に申請し、その承認を受けるものとする。

#### 第4 地区調査の主体

地区調査は、地方農政局長が関係都道府県と密接な連携をとりながら実施するものとする。

#### 第5 地区調査の内容

##### (1) 基礎調査

##### ① 地形調査

調査対象地域の図化を原則1/1,000で実施する。

- ② 地質水質調査  
地質、水質及び水量を把握し、開発の可能性、主要構造物及び新規水源等を検討する。
  - ③ 用地調査  
農地再編事業予定地区内について、土地利用現況及び土地所有状況の把握等を行う。
  - ④ 土地資源調査  
農地再編事業予定地区内について、土地分類、土壌状況及び植生状況の把握を行う。
  - ⑤ 水利現況調査  
農地再編事業予定地区と関連する近傍河川の利水現況及び排水現況を把握するとともに、単位用排水量等の把握を行う。
  - ⑥ 気象水文調査  
農地再編事業予定地区の近傍の気象観測所の資料により気温、雨量、風速等を調査するとともに、自記水位計等により水位の観測等を行う。
  - ⑦ 経済調査  
農林業センサス等の統計をもとに、地域の経済立地、農業構造を明らかにするとともに、関係権利者の事業参加の意向を把握し、用地調達との関連で、受益者を確定する。
  - ⑧ 開発方向調査  
地域の経済立地、農業構造及び関係機関、関係権利者の意向を踏まえて非農用地の需要動向を加味した地域の活性化構想を策定する。
  - ⑨ 環境保全調査  
農地再編に係る環境影響について調査する。
  - ⑩ 基礎試験  
営農計画、工事計画に係る既往の実績がない場合、基礎的試験を実施する。
- (2) 計画調査
- ① 土地利用再編計画調査  
基礎調査、営農計画調査、工事計画調査等をもとに、農用地の集団化、農業的土地利用と非農業的土地利用との秩序化を考慮した土地利用再編計画を策定する。
  - ② 営農計画調査  
基礎調査結果等をもとに、導入作物、作付計画及び営農計画を策定する。
  - ③ 工事計画調査  
基礎調査、土地利用再編計画調査、営農計画調査、効果調査及び環境配慮調査等の結果をもとに、次の計画を策定する。
    - ア) 区画整理計画  
農地再編事業予定地区の区画整理計画を策定する。
    - イ) 開畑計画  
土地分類等の調査をもとに、農地再編事業予定地区について開畑計画を策定する。
    - ウ) 用水計画  
水源方式の決定とその用水計画及び配水計画を策定する。
    - エ) 排水計画  
排水方法及び排水施設の配置並びにその規模を明らかにした排水計画を策定する。
    - オ) 道路計画  
受益地、受益集落、集出荷施設等を勘案し、路線計画を策定する。

カ) その他施設計画

その他防災、防風、小水力発電施設、鳥獣侵入防止施設等について計画を策定する。

キ) 環境との調和への配慮に係る検討

工事計画の策定において、環境との調和への配慮に係る検討を行う。

ク) 上記計画に基づき事業費の積算を行う。

④ 効果調査

農林統計資料その他の調査資料により、事業計画の作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果等について検討し、事業効果を算定する。

⑤ 環境配慮調査

環境との調和に配慮する内容についてとりまとめる。

⑥ 補償調査

土地改良施設等の設置による潰地、補償物件等について調査する。

⑦ 総合調整調査

農地再編事業の円滑な推進を図るため、関係機関及び他事業との協議調整を行う。

⑧ 換地計画調査

農地再編事業施行予定地域内の従前地について、「国営土地改良事業にかかる換地関係業務について」（昭和49年7月12日付け49構改B第1233号構造改善局長通知）に定めるところにより、従前地各筆調書、従前地図等を作成するとともに、地域内農家の意向調査を行い、換地設計基準を含む換地計画の要領を作成する。

## 第6 土地改良事業計画の案の作成要件

要綱第5の1の(3)の土地改良事業計画の案の作成に当たっては、要綱第4の1から3までに定める農地再編事業の採択基準を満たすほか、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 事業が技術的に可能であり、かつ、事業関係者がその実施に必要な能力を備えていること。
- (2) 受益者負担、借入金等の償還が可能であり、この事業の効果が費用を償うものであること。
- (3) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に定める田園環境整備マスタープランと整合していること。
- (4) 計画内容が地域の活性化及び農業構造改善の方向に即しており、かつ農用地の集団化及び農業的土地利用と非農業的土地利用との整序化に資するものであること。
- (5) 主要農産物の生産については、地域の自然条件に適應するとともに、適正な生産規模及び市場条件を備えていること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の5第1項第27号の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画が定められている場合及び定めようとしている場合には、それとの整合性があること。
- (7) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）に定める市町村による被害防止計画が作成されている場合には、それとの整合性があること。

## 第7 地区調査の委託

地方農政局長は、地区調査を実施するに当たり、必要に応じて調査の一部を関係地方公共団体、調査・研究機関等に委託することができる。

## 第8 地区調査結果の報告

1. 地方農政局長は、別に定める図書を当該地区調査実施年度の末日までに農村振興局長に提出するものとする。
2. 地方農政局長は、地区調査が完了した場合には、その結果をもとに土地改良事業計画書（案）を作成し、農林水産大臣に提出するとともに、都道府県知事を経由して市町村長に写しを送付するものとする。
3. 2の土地改良事業計画書（案）の提出に際しては次の図書を添付するものとする。ただし、要綱第4の2に定める次世代農業促進型及び要綱第4の3に定める草地整備型の場合においては、要領第13に定める担い手農地利用集積計画を添付するものとする。
  - (1) 調査結果の総括表
  - (2) 開発構想
  - (3) 基礎調査結果
  - (4) 土地利用再編計画
  - (5) 営農計画
  - (6) 工事計画
  - (7) 効果
  - (8) 環境配慮調査結果
  - (9) 換地計画の概要

## 第9 地区調査の期間

地区調査の期間は、原則として3年とする。

## 第10 助成等

1. 地区調査に要する費用は、全額国庫負担とする。
2. 都道府県知事及び市町村の長は、地区調査の実施に当たり、関係機関の連携体制の確立に努めるものとする。

## 附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号

国営農地再編整備事業〇〇地区調査採択申請書

年 月 日

(都道府県知事経由)

地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

〇〇地区について、国営農地再編整備事業の必要性を認めたので、国営農地再編整備事業実施要綱第5の1の(1)に基づき、下記調書を添付のうえ、地区調査を実施する地区としての採択を申請します。

記

1. 国営農地再編整備事業の概要
2. 国営農地再編整備事業を将来施行することを必要と判断した理由
3. その他必要事項

1. 国営農地再編整備事業の概要

(1) 所在地

(2) 開発構想

基本方針				
基幹事業	事業名	区画整理	開 畑	備 考
	地区面積	ha	ha	耕作放棄地面積 ha
	受益面積(内訳)	ha	ha	
	受益戸数	戸	戸	
	想定事業費	百万円	百万円	
	主要作物			
併せ行う事業	事業名			備 考
	地区面積	ha		耕作放棄地面積 ha
	受益面積(内訳)	ha		
	受益戸数	戸		
	想定事業費	百万円		
	主要作物			

(3) 開発整備予定地の現況

経済地帯区分		標高 m ~ m		気 象		年平均気温 ℃			年降水量 mm	
土地利用状況	水 田	普通畑	樹園地	牧草畑	採 草 放牧地	山 林	原 野	その他	合 計	
	年 年	ha								
所有区分別面積	個人有	戸 当 た り 面 積		年	年	集出荷・加工施設等の現況				
	:		水 田	ha	ha	各種地域指定等				
	:		:							
	:		:							
	:		:							
国有林野 開拓財産		合 計								

(4) 営農計画の概要

計画の概要						
区分		営農類型	地区全体			
		面積	現況	ha		
			計画後	ha		
農家所得		現況	千円			
		計画後	千円			

(5) 土地利用再編計画の概要

計画	現況	水田	普通畑	樹園地	その他	計
水田						
普通畑						
樹園地						
牧草畑						
小計						
非農用地						
防災用地その他						
合計						

(6) 主要工事計画

工種	形状・規格	数量

(7) 換地計画の概要

換地区名	所在	面積

(8) 効果指標

総費用総便益比、所得償還率

(9) 計画一般平面図（原則として1/25,000）・・・別添

2. 該当国営農地再編整備事業を将来施行することを必要と判断した理由

(1) 必要性

(2) 緊急性

3. その他

(次世代農業促進型については、次世代農業農村振興計画の策定状況（策定予定年度）を記載する。)

国営農地再編整備事業の概要の記入要領

項 目	記 入 要 領
1. 所 在 地	字まで記入のこと。市町村が2以上あるときは、すべての市町村名をあげること。字が2以上にわたるときは、代表的な字名でよい。
2. 開 発 構 想 (1)基 本 方 針 (2)地 区 面 積 等	当該農地再編整備事業の構想を簡潔に記載する。なお、非農用地区域を設定する場合は、その非農業的土地利用の概略も記載する。 区画整理、開畑及び併せ行う事業について、事業別に地区面積、受益面積、受益面積の地目別内訳、受益農家数、想定事業費及び主要作目を記入する。備考欄には地区面積に占める耕作放棄地の面積を記入する。
3. 開発整備予定地の 現況 (1)経 済 地 帯 区 分 (2)標 高 (3)気 象 (4)土 地 利 用 状 況 (5)所有区分別面積 (6)戸 当 た り 面 積 (7)集出荷・加工施設等の現況 (8)各種地域指定等	平地農業、中間農業等農林水産統計に用いる地域区分を記入する。 5万分の1の地形図等から地区の最高及び最低の標高を記入する。 最寄りの気象観測所の資料により、年平均気温及び年降水量を記入する。 最近年の資料により、おおむね5カ年間の推移を対比して記入する。 個人有、共有、国有林野、開拓財産等所有区分別の面積を記入する。 地目別戸当たり面積を最近年の資料により、おおむね5カ年間の推移を対比して記入する。 計画地区が利用可能な範囲に所在する集荷、出荷、加工等の施設につき、それぞれの名称と主要受益集落からの距離を記入する。 農業振興、山村振興、野菜指定産地等地域指定等があれば、その名称と指定年度を記入する。
4. 営農計画の概要 (1)計 画 の 概 要 (2)営農類型別指標	計画地区の志向する経営方式（水稻作、野菜作、酪農等）、経営組織（大型機械の共同利用等）、作業体系（作業の特性）等について簡明に記載する。 地区全体の平均的農家及び主要営農類型別農家について、現況と計画後の経営耕地面積及び農家所得を記入する。
5. 土地利用再編計画 の概要	現況地目から計画地目への移動状況を明らかにし、これを記入する。
6. 主要工事計画	区画整理工、幹線道路工、用水路工、排水路工等工種別に、形状・規格（例：区画整理工－100m×30m、幹線道路工－全幅6.0m有効5.0m）及び数量を記入する。
7. 換地計画の概要	換地区別に所在（大字まで）及びその面積を記入する。
8. 効果指標	当該農地再編整備事業の総費用総便益比及び所得償還率を試算し記入する。
9. 計画一般平面図	原則として2万5千分の1の地形図に、調査対象区域の範囲、事業別受益者の範囲及び主要工事の位置を明示する。

別記様式第2号

〇〇地区調査計画書

- 1. 調査についての基本方針
- 2. 調査項目及び調査費

調査項目	全 体		〇〇年度まで		〇〇年度		〇〇年度 (要求年度)		〇〇年度以降		備 考
	調査内容、事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	

(注)「調査項目」欄は、小項目に細分して記載のこと。

別記様式第3号

〇〇第〇〇号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長）

国営農地再編整備事業〇〇地区の地区調査の実施について

〇〇地区の国営農地再編整備事業のための地区調査の実施について、関係市町村長から国営農地再編整備事業実施要綱第5の1の（1）に基づき地区調査の申請があり、検討の結果必要と判断したので、下記調書を添付のうえ上申します。

記

1. 国営農地再編整備事業の概要
2. 国営農地再編整備事業を将来施行することを必要と判断した理由
3. 調査計画書

別記様式第4号

〇〇第〇〇号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長）

国営農地再編整備事業のための地区調査の継続について

下記地区について、国営農地再編整備事業のための地区調査を継続して実施する必要があるので、国営農地再編整備事業地区調査実施要領第3の4に基づき上申します。

記

〇〇地区

別記様式第5号

〇〇農振第〇〇号  
年 月 日

地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

農村振興局長

国営農地再編整備事業地区調査の決定について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で上申のあった下記地区は、国営農地再編整備事業地区調査実施要領第3の5の規定に基づき、〇〇年度から地区調査を実施する地区として決定されたので通知する。  
なお、この旨を貴職から関係都道府県知事を経由して関係市町村長へ通知されたい。

記

〇〇地区

別記様式第6号

〇〇第〇〇号  
年 月 日

（都道府県知事経由）  
市 町 村 長 殿

地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長）

〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇地区については、別紙のとおり国営農地再編整備事業地区調査実施要領第3の5に基づき、〇〇年度から地区調査を実施する地区として決定されたので通知する。

国営農地再編整備事業実施に対する仮同意書等について

年 月 日

地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市 町 村 長

国営農地再編整備事業〇〇地区の受益予定者の事業実施に対する仮同意書等を国営農地再編整備事業地区調査実施要領第3の8に基づき、下記のとおり送付いたします。

記

1. 国営農地再編整備事業〇〇地区の予定受益者の事業実施に対する仮同意書
2. 国営農地再編整備事業〇〇地区における権利の譲渡及び設定についての内諾書
3. 非農用地区域の設定についての概要
4. 農業振興地域整備計画の変更について
5. 参加・体験型農園整備計画の概要（中山間地域型の場合）
6. 担い手農地利用集積計画（次世代農業促進型及び草地整備型の場合）

1. 国営農地再編整備事業〇〇地区の予定受益者の事業実施に対する仮同意書

〇〇開発整備予定地区内において国営農地再編整備事業を実施することに仮同意します。  
 なお、内容を変更する場合には事前にその理由を附して市町村長に届け出をいたします。

番 号	予定受益者 氏 名	開発整備予定地区内において 利用すべき土地の概況			利用すべき 権 限
		地 番	現況地目	面 積	

(注) ①「番号」は氏名の異なるごとに一連番号をつける。

②「利用すべき権限」には自己所有地、〇〇〇〇により所有権譲与予定地、〇〇〇〇により賃貸借権設定予定のように記載する。

2. 国営農地再編整備事業〇〇地区における権利の譲渡及び設定等についての内諾書

(1) 土地所有権等の譲渡及び譲受について

地 番	面 積	譲 渡 人	譲 受 人	権 利 の 種 類

(注)「面積」「譲渡人」及び「譲受人」については合計欄を作る。

(2) 権利の譲渡及び設定等内諾書

〇〇〇〇は開発整備予定地区内の下記の土地につき所有権を有しておりますが、当該地区において国営農地再編整備事業が実施される場合には適正な価格によりこの権利を〇〇〇〇に譲渡いたします。

〇〇 権

譲渡  
設定

なお、内容を変更する場合には事前にその事由を市町村長に届出いたします。

記

1. 地 番  
2. 地 目 (台帳及び現況)  
3. 面 積 (台帳及び現況)  
4. そ の 他

年 月 日  
譲渡人 (又は権利設定者) 氏 名  
譲受人 (又は権利設定者) 氏 名

- (注) ①「その他」には、譲渡又は権利設定のための対価が決定している場合には金額を記入する。  
②「面積」の現況が不明な場合は、記入を要さない。  
③農地保有合理化法人が農地再編事業に参加しようとする場合にも本様式を適用する。

3. 非農用地区域の設定について

〇〇市(町村) 〇〇地区の国営農地再編整備事業により設定される非農用地区域については、農業振興地域整備計画を変更するとともに、下記要領のとおり実施されるよう適切に対処します。

記

(1) 非農業的土地利用の構想

(2) 非農用地内訳

換地区名	用途	換地の手法	地積	位置	取得予定者	概要	備考

(3) 非農用地区域の位置図（原則として1/25,000）・・・・・・・・別添

#### 4. 農業振興地域整備計画の変更について

〇〇地区国営農地再編整備事業の実施に当たって、〇〇市（町村）農業振興地域整備計画に定める農用地区域の変更手続き状況は、下記のとおりになっております。

なお、変更手続きが未了のものについては、土地改良事業計画策定までに速やかに変更手続きを了するよう措置致します。

#### 記

#### 農振農用地区域

変更年月日 又は 変更予定 年月日	変更箇所 等番号	変更等面積		変更等 理由	変更予定区域にあつては 現時点で変更できていな い理由及び変更に付いて の協議状況	備考
			内農用地 面積			

(注) 1. 関係図面を添付のこと（原則として1/25,000）

2. 図面には農用地区域の範囲、変更箇所等の位置及び変更箇所等番号を明記すること。

#### 5. 参加・体験型農園整備計画の概要（中山間地域型の場合）

(1) 参加・体験型農園の名称及び位置

(2) 参加・体験型農園整備の目的

(3) 計画の概要

(4) 国営農地再編整備事業と本計画の関連

(5) 土地利用計画

区分	面積			所有区分 (予定)	利用内容
	農地	非農用地	計		
計					

(6) 整備計画

①整備内容

整備の種類	整備内容及び事業量（規模）	事業名及び事業主体	備考

②概算事業費

③予定工期

(7) 管理・運営計画

施設名	管理主体（予定）	管理・運営方法	備考

(8) 法令等との慣例

(9) その他

添付資料：参加・体験型農園構想図 ①国営農地再編整備事業施行区域と参加・体験型農園の位置関係のわかるもの  
②参加・体験型農園の各利用区分の位置、規模等のわかるもの

6. 担い手農地利用集積計画（次世代農業促進型及び草地整備型の場合）・・・・・・・・別添

国有農地等についての国営農地再編整備事業実施承認申請書

年 月 日

経営局長（又は地方農政局長）殿

都 道 府 県 知 事

〇〇市町村長の申請にかかる下記記載の国有農地等について、国営農地再編整備事業を実施したいので、国営農地再編整備事業地区調査実施要領第3の10の（2）に基づき承認を申請します。

記

1. 所在及び面積

財産区分	市町村	大字	字	地番	地目	面積	取得年月日	備考
計								

(注)「財産区分」欄には「国有農地等」と記載する。

2. 国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000の縮尺の地形図を基図とした1及び2との関連を示した図。

3. 国営農地再編整備事業の概要